

総社市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部を改正する規則

総社市消防職員の階級及び職名に関する規則（平成17年総社市規則第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づく総社市消防職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>以下「消防職員」という。）の階級及び職名について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第1項の規定に基づく総社市消防職員（以下「消防職員」という。）の階級及び職名について定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。